

指定居宅サービスを提供するうえでの留意事項

1. 指定居宅サービスの人員・設備・運営に関する基準及び介護報酬について

・業務継続計画の整備	1～2
・大阪府認知症介護基礎研修のご案内	3～4
・福祉サービス第三者評価	5～6
・新型コロナウイルス感染症を理由とする臨時的な利用人数の減少による利用者一人あたりの経費の増加に対応するための加算及び事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例について	7
・ハラスメント相談窓口（労働相談）	8
・居宅サービス事業者の講ずべきハラスメント対策について	9～28
・石川県能登地方を震源とする地震に関する通知・事務連絡等	29

2. 利用者や従業者等の生命及び健康保持のために知っておくべきこと

・with コロナにおける対応や備え	1
・社会福祉施設等向け新型コロナウイルス感染症対応早わかりブック	2～15
・介護現場における感染対策について	16～17
・ノロウイルス	18～19
・インフルエンザ	20～21
・腸管出血性大腸菌（O157等）感染症	22～23
・結核	24～25
・HIV／エイズ	26
・レジオネラ症	27～29
・熱中症	30～33
・暑さ対策	34～35

3. その他の留意事項について

・ ICT 導入支援事業	1
・ 介護ロボット導入支援事業	2-①
※ニーズ調査（事業所等のみなさまへ、回答のお願い）	2-②
・ 介護サービス情報の公表制度	3～4
・ 災害時情報共有システム	5
・ G ビス ID の取得について	6～7
・ 生産性向上について	8～9
・ 介護職員による喀痰吸引等を実施する際の注意事項	10
・ 介護保険と障害福祉の適用関係	11
・ 高齢者虐待防止	12～13
・ 大阪府障がい者差別解消条例の改正	14～16
・ 安全運転管理者制度	17
・ STOP！ながらスマホ	18～19
・ 介護サービス利用者の体調不良時における緊急搬送時の付き添いについて	20～22